



## キャリアアップ助成金

…有期契約労働者等のキャリアアップに利用できる助成金の申請が増えています。

### キャリアアップ助成金

最近、キャリアアップ助成金の申請が増えています。この助成金は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者のキャリアアップを促進するために設けられた助成金です。雇用保険適用事業所の事業主が、有期契約労働者等の正規雇用への転換、人材育成、処遇改善等の取組を実施した場合に助成が受けられます。その中でも、有期契約労働者等を正規雇用等に転換した場合に助成が受けられる「正規雇用等転換コース」を利用する事業主が増えています。少し詳しくみておきましょう。

#### ■支給額【(一)内は大企業の額】

- (1) 有期契約労働者を正規雇用労働者に転換した場合  
1人当たり50万円(40万円)
- (2) 有期契約労働者を無期契約労働者に転換した場合  
1人当たり20万円(15万円)
- (3) 無期契約労働者を正規雇用労働者に転換した場合  
1人当たり30万円(25万円)

- \*1. 1事業所当たり1年度に15人まで(上記(2)は10人)
- \*2. 母子家庭の母等の場合は5万円または10万円の加算があります。
- \*3. 派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合は1人当たり10万円の加算があります。

#### ■ポイント

- (1) 有期契約労働者等のキャリアアップに向けた取り組みをおおまかにイメージした「キャリアアップ計画書」を作成し、あらかじめ労働局に届出て受給資格の認定を受けておく必要があります。
- (2) 対象となる有期契約労働者等は通算して6カ月以上雇用されていることが必要です。

- (3) 有期契約労働者等を正規雇用労働者に転換する旨を労働協約または就業規則に規定し、その規定に基づいて転換することが必要です。

有期契約労働者を雇用している事業主の方は、優秀な人材の確保、労働者の意欲、能力の向上のために、この助成金の活用をご検討されてはいかがでしょうか。最後まで読んでいただき、ありがとうございます。

### 銀行融資プランナー協会マガジン

- 本情報の信頼性の向上には最善を尽くしていますが、その正確性を保証するものではありません。
- 銀行対応に関するご相談は、銀行融資プランナー協会正会員事務所にて承っております。お気軽にご相談ください。
- コラムに関するご意見、ご感想、経営に関するご相談などございましたら、右記までお問合せください。

### メールマガジンに関するお問い合わせ先

GPC-Tax本部〔一般社団法人銀行融資プランナー協会事務局〕  
 TEL：06-6260-0022《担当：勝見孝志》  
 事務局所在地：大阪府大阪市中央区船場中央1-4-3-221号・222号  
 URL：http://www.bankfinancial-planner.com/

銀行融資プランナー協会

検索